

民際交流活動リーダー養成のための研修等旅費補助事業要綱

1 趣 旨

福井県国際交流関係団体連絡会（以下「連絡会」という。）の会員の県外研修等の旅費の一部補助により、地域の国際化、国際理解および国際交流・協力に対する会員の資質向上および県内の民際交流活動への参加の促進を図るものとする。

2 補助対象

会員の次の研修・会議等に出席させようとするものとする。

- (1) 全国的規模の研修・会議等
- (2) 国等の公的団体が主催する研修・会議等
- (3) その他前項の趣旨に合致すると認められる研修・会議等

3 補助金

- (1) 研修・会議等の参加費に要する旅費（宿泊費および会議負担金を含み、パーティ参加費を除く。）の満額とし、一団体あたり年間10,000円を限度とする。
- (2) 給付金額は、当該研修・会議等へ参加するにあたり支出した旅費を証明する書類（領収書、切符の写し等）により確定し、100円未満の端数は四捨五入するものとする。但し、福井県国際交流協会の旅費規程が定める額を上限とする。

4 申 請

この要綱に基づき、旅費の補助を申請しようとする者は参加する研修・会議等の開催日から2週間前までに、別記様式第1号により福井県国際交流関係団体連絡会会長（以下「会長」という。）あて申請するものとする。

5 交付決定

会長は、この要綱に基づく申請書を受理した日から当該研修・会議等が開催される3日前までの間に、その内容を審査し、適当であると認められる場合、別記様式第2号により当該申請者に民際交流活動リーダー養成のための研修等旅費補助金給付決定通知書を送付するものとする。

6 報告書の提出

- (1) この要綱に基づき研修等に参加したものは、連絡会事務局において2週間以内に研修等の概要を別記様式第3号により報告するものとする。
- (2) 提出された報告書は連絡会の資料として活用する。

7 補助金の給付

補助金は、会長が、この要綱に基づき研修等の報告書提出後2週間以内に補助金を給付し、別記様式第4号により民際交流活動リーダー養成のための研修等旅費補助金給付確定通知書を送付する。

8 申請内容の変更

この要綱に基づく旅費の補助を申請後、申請内容に変更があった場合は、すみやかに会長に報告しなければならない。

9 交付決定の取り消し

- (1) 会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の一つに該当するときは、交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。
 - (ア) 研修等に参加しなかった場合
 - (イ) 主催者の都合により、研修等が延期または中止された場合
 - (ウ) 申請者の内容と実施内容が著しく異なる場合
 - (エ) 虚偽の申請およびその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 前号の規定により交付決定を取り消された場合において、既に補助金が給付されているときは、当該取り消しにかかる補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月15日から施行する。